

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3354号)

令和8年6月23日

横情審答申第3354号

令和8年6月23日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和4年6月30日総法第214号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年度から令和元年度 横浜市嘱託審理員就業要綱第6条（平成28年3月3日総法第460号）第1項、第2項にかかる履歴台帳の全ての文書。異動事項を含む。対象者 A、B、C、D、E 総務局長の担務事項」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年度から令和元年度 横浜市嘱託審理員就業要綱第6条（平成28年3月3日総法第460号）第1項、第2項にかかる履歴台帳の全ての文書。異動事項を含む。対象者 A、B、C、D、E 総務局長の担務事項」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1に記載する行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていることの2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件請求では具体的な個人を対象としたものである以上、上記①の要件に当たるとは明らかである。

横浜市の審理員の氏名は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第17条に基づき、審理員候補者名簿に記載して横浜市ウェブサイトで公開しているものであり、公表している氏名は、当該審理員が職務上使用している氏名

であって、戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かについては記載していない。また、職員録には審理員の氏名は掲載されていない。そして、横浜市の審理員のうち平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間にAと同じ名を用いているのはFしか存在しない。夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（民法（明治29年法律第89号）第750条）とされ、養子は、養親の氏を称する（同法第810条）とされているところ、戸籍上の氏と本件名簿の氏とが異なる場合に、戸籍上の氏が記載された文書に対して開示決定又は非開示決定若しくは一部開示の決定を行った場合、当該個人の戸籍上の氏名の存否又はその氏名という情報を明らかにすることとなるため、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

戸籍上の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであることから旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件請求に対し開示決定又は非開示決定若しくは一部開示の決定をすることで特定の個人の戸籍上の氏名という非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、旧条例第9条に該当し非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の開示を求める。
- (2) 履歴台帳は、横浜市嘱託審理員就業要綱（平成28年度3月3日総法第460号）に記載があり、また、職員採用に関して、就業当初からの人事記録としての位置付けであり、その作成をしていないことは、到底考えられない。
- (3) 台帳の中で、個人の情報にかかる事項を匿名化措置とすることは容認する。
- (4) 特定の個人を名指ししたものではない。
- (5) 実施機関は、ウェブサイトにて告示あるいは公示しているFの氏素性について弁明しているが、それについて関心はない。同じ名だからといって必ずしも同一人とは限らない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 審理員の労務に係る事務について

法第9条第1項の規定により、審査庁が審理員を指名することとされているが、横浜市では弁護士を任用して審理員に指名している。審理員の身分は、平成28年度から令和元年度までは非常勤特別職職員であり、令和2年度からは会計年度任用職員と位置付けられたため、一般職職員として取り扱われることとなった。

(3) 本件審査請求文書について

横浜市嘱託審理員就業要綱第6条に基づき、平成28年度から令和元年度に在籍していた嘱託審理員の履歴台帳である。

(4) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解されており、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて、以下検討する。

(5) 本件処分の妥当性について

ア ①の要件の該当性について

本件請求は、開示請求書の記載から、特定の個人であるA、B、C、D及びEを名指しして、当該個人に係る履歴台帳等を請求していることが認められる。

審理員候補者名簿にAの記載はないところ、当該名簿に記載のある、Aと同じ名であるFの情報が含まれる文書に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、Aの氏がFの戸籍上の氏であるという事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を

行えば、Aという氏がFの戸籍上の氏ではないという事実を公にすることになる。

イ ②の要件の該当性について

次に、上記イで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

- (ア) 旧条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- (イ) 戸籍上の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから同号本文に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の2つの要件を備えている。

- (6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 6 月 3 0 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 8 年 3 月 2 7 日	・ 実施機関から反論書の写し及び口頭意見陳述の記録を受理
令 和 8 年 4 月 2 8 日 (第22回 第五部会)	・ 審議
令 和 8 年 5 月 2 6 日 (第23回 第五部会)	・ 審議